

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	三重県教育委員会公印規則による公印の改刻	教育総務室	1頁
お知らせ	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	1頁
	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	教育改革室	2頁

告 知

三重県教育委員会告示第19号

三重県教育委員会公印規則(昭和33年三重県教育委員会規則第19号)第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

平成22年6月30日

三重県教育委員会

- | | |
|---------|--------------|
| 1 公 印 名 | 三重県立朝明高等学校長印 |
| 2 寸 法 | 方23ミリメートル |
| 3 印 影 | |



- | | |
|---------|-----------|
| 4 使用範囲 | 公文書用 |
| 5 使用開始日 | 平成22年7月1日 |

お 知 ら せ

平成22年6月30日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を11に公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第四十二号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第八項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十一項第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第四十二号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「

三重県立飯野高等学校	鈴鹿市	全日制
------------	-----	-----

」を

「

三重県立飯野高等学校	鈴鹿市	全日制 定時制
------------	-----	---------

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に基づき設置される定時制課程への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社